

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 15 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 21 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別休暇）</p> <p>第 15 条 条例第 14 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間</u></p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p><省略></p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第 15 条 条例第 14 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間</u></p> <p><省略></p>

<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p><省略></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第 1 7 条 条例第 1 6 条の規則で定める特別休暇は、<u>第 1 5 条第 1 項第 6 号</u>及び第 7 号の休暇とする。</p> <p>第 1 8 条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇 (前条に規定するものを除く。第 2 0 条第 2 項において同じ。) の請求について、条例第 1 3 条に定める場合又は<u>第 1 5 条第 1 項各号</u>に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇の届出等)</p> <p>第 2 0 条 <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>4 <u>第 1 5 条第 1 項第 6 号</u>の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。</p> <p>5 <u>第 1 5 条第 1 項第 7 号</u>に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p><省略></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第 1 7 条 条例第 1 6 条の規則で定める特別休暇は、<u>第 1 5 条第 6 号</u>及び第 7 号の休暇とする。</p> <p>第 1 8 条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇 (前条に規定するものを除く。第 2 0 条第 2 項において同じ。) の請求について、条例第 1 3 条に定める場合又は<u>第 1 5 条各号</u>に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる^{と認められる}場合は、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇の届出等)</p> <p>第 2 0 条 <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>4 <u>第 1 5 条第 6 号</u>の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。</p> <p>5 <u>第 1 5 条第 7 号</u>に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。